

■ 委員会のオンライン会議

地方自治法の改正により、社会環境・経済情勢等の変化により新たに生ずる課題等への対応、災害発生時等における議会機能の維持、情報通信機器等を活用したオンラインによる会議の開催などについて規定されたことを受け、本市議会においても、一定の条件下に限り、本会議以外の会議をオンラインで開催することができるとなりました。

開催の条件は以下のとおりです。

【開催の条件】

以下のいずれかに該当する場合、会議をオンラインによる方法で開くことができます。

- ① 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により、委員又は議員が会議の開催場所に参集することが困難と委員長又は議長が認めるとき
- ② 委員又は議員のほか、会議への出席を求められた者が、公務、疾病、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、その他やむを得ない理由により、オンラインによる方法での会議への出席の申し出があり、委員長又は議長が許可したとき